

佐倉市公園・緑地園内灯等外3施設照明設備LED化ESCO事業の 実施に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

佐倉市（以下「本市」という。）では、令和3年8月に、2050（令和32）年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいくことを宣言しました。

しかしながら、公園や緑地の園内灯等といった照明設備をすべてLED化するには多額の費用負担等が生じるため、現時点では未LED化の照明が多くを占めています。

本市としましては、電気料や修繕料に係る財政負担、環境負荷の軽減を図るとともに、平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀灯ランプの製造及び輸出入が令和3年から禁止となったこと、全ての蛍光灯の製造等が令和9年末までに禁止されることとなったことから、照明設備のLED化改修を早急に実施していく必要があります。

事業の実施については、LED化対象施設が多く、またESCO事業の活用事例が少ないことから、その市場性の有無、事業規模、手法、効果等、様々な事項について調査・検討を行う必要があります。

そこで、民間事業者との対話を通じて、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、サウンディング型市場調査（以下「本調査」といいます。）を実施します。

なお、本調査で表明された意見は、事業化にあたっての参考といたしますが、本調査への参加の有無や調査における意見の内容は、今後、実施事業者を募集する場合、選定プロセスへ影響をすることはありません。

※本調査は、事業の契約相手方を選定する目的ではありません。

2. 本調査の概要

(1) 本調査の対象者

ESCO事業の実施主体となる（事業遂行の責を負う）意向のある法人または法人のグループ

(2) ESCO事業の対象施設等

ア 対象施設・設備

- ① 市内の公園・緑地等 260施設
 公共施設 3施設

② 対象業務

対象施設の照明設備に係るESCOサービス全般（照明設備改修・維持管理、省

エネルギー量の計測・検証、ESCOサービス期間内のエネルギー削減保証)

3. 対話のテーマについて（予定）

次の項目についての対話を行います。

(1) E S C O事業導入の可否

現時点で本市が想定しているE S C O事業（別添資料2）に関し、次の点から事業化についての検討を行ってください。

- ①事業のメリット・デメリットについて
- ②事業実施による業務効果及びコストの削減について
- ③事業の市場性の有無について
- ④事業対象施設の選定について
- ⑤事業手法のアイデアについて
- ⑥事業化に向けて必要となる資料について

(2) 概算事業費等の算定等

E S C O事業を実施する場合の「改修費」、「維持管理費・電気使用料の削減予定額」、「削減保証額」、「E S C Oサービス料」などの算定の考え方及びその概算額等について。

なお、現地調査は本調査の中で行っていただく予定は現時点ではないため、本調査における改修費、E S C Oサービス料等の試算は、別添資料等の情報を基に行ってください。

(3) 改修内容

改修を想定する照明設備の仕様、改修方法、改修前後の照度確認方法、完了検査方法、有資格技術職員の配置等について。

(4) スケジュール等

想定するE S C O事業（別添資料2）を基にした場合の、詳細調査期間、照明設備改修の工期、E S C Oサービス期間などの全体スケジュールについて

(5) 効果検証

- ①削減保証額に相当するエネルギー削減量が達成されていることを証明するための計測・検証方法について
- ②事業が実現できた場合に付加価値として提案可能な内容について

(6) その他

- ①募集に当たり必要な情報・条件等の確認
- ②事業化に向けて必要となる資料について
- ③事業化の話題、条件、市に対する要望等について

4. 本調査のスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和6年12月16日（月）
参加申し込み期限 （エントリーシートの提出）	令和7年1月24日（金）
対話（ヒアリング）日程	令和7年2月4日（火）から2月12日（水）までの間のいずれか1日
調査結果の公表	令和7年3月（予定）

5 本調査の手続

(1) 参加申込

参加の申し込みは、別紙「エントリーシート」（様式1）に必要事項記入し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「【参加者名】サウンディング型市場調査参加申込」としてください。

① 申込期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月24日（金）午後5時まで

② 送付先

kouen@city.sakura.lg.jp 宛へ電子メールで送信してください

(2) 対話日時・場所の決定

- ① 対話の日時等は、参加者にメール等で個別連絡し調整をさせていただきます。
- ② 実施時間は、9時から17時までの間で、1時間～2時間程度で設定します。
- ③ 申込多数の場合は、ご希望以外の日時時間帯で調整させていただく場合があります。
- ④ 本調査の後日、追加調査をお願いする場合があります。
- ⑤ 対話の実施場所は、佐倉市役所（佐倉市海隣寺町97番地）を予定しております。

(3) 本調査の実施方法等

- ① 対話は事業者のアイディア・ノウハウを守るために個別に実施します。
- ② 対話内容の説明資料（「○. 対話のテーマ（予定）」の項目に対応する意見や考え方を説明する資料、当該意見や考え方、積算等の根拠を説明する資料。）及び会社概要を持参してください。なお、「様式」に指定はありません。
- ② 対話・提案のために必要な資料・機器がある場合は、当日ご持参ください。
- ③ 対話内容の検討にあたり、事前に確認が必要な事項がある場合は、対話の日の3日前までに電子メールで提出してください。準備が整い次第、回答させていただきます。

(4) 対話内容の事前提出

対話内容の説明資料は、対話の実施前に電子メールにより提出してください。
メールの件名は「【参加者名】対話内容資料」としてください。

① 受付期間

対話の日の3営業日前まで

② 送付先

kouen@city.sakura.lg.jp 宛へ電子メールで送信してください。

(5) 結果の公表

本調査の結果につきましては、本市のホームページにおいて概要の公表を予定しています。なお、参加事業者のアイデア・ノウハウに配慮し、公表にあたっては事前に参加事業者への内容の確認を行うとともに、参加事業者の名称や具体的なノウハウに関する内容は記載しません。

6 その他留意事項

(1) 具体的な内容の決定

今後の事業者募集等の具体的な内容は、本調査の結果等を踏まえ、市内部で検討します。

(2) 費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とさせていただきます。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権はそれぞれの参加者へ帰属しますが、提出書類は返却いたしません。本市は結果概要の公表および事業実施に向けた検討以外の目的で提出資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取り扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) その他

今後、事業者を募集する場合において、本調査への参加の有無や意見の内容により、選定プロセスへ影響することはありません。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加事業者が負うものとします。

7 資料等一覧

項目	日程
対象施設照明器具・電気料金等集計表	別添資料 1
対象施設一覧	別添資料 2
対象施設一覧位置図	別添資料 3
想定するESCO事業	別添資料 4
照明設備台帳	別添資料 5 ※
対象施設図面	別添資料 6 ※

※「照明設備台帳」及び「対象施設図面」については、大容量でもあることから、参加申込された事業者にも別途配布いたします。

- ・公園、緑地等の図面については、別添資料 4 「照明設備台帳」の図面の有無欄に「データ」の記載がある「複数個所の照明設備がある大型公園等」を提供します。
- ・データによる提供の記載がない公園の図面の閲覧や提供を希望される場合はお問い合わせください。

8. 担当課問合せ先（データ提供依頼、参加申し込み、その他の問い合わせ）

佐倉市 都市部 公園緑地課 管理班

〒285-0865

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話番号：043-484-6165

E-mail：kouen@city.sakura.lg.jp

（各施設担当課）

【よもぎの園】佐倉市福祉部障害福祉課給付事業班

電話番号：043-484-4164

【健康管理センター】佐倉市健康推進部健康推進課総務企画班

電話番号：043-485-6713

【佐倉草ぶえの丘】佐倉市経済環境部農政課管理班

電話番号：043-484-6141